

平成22年（ネ）第4283号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 王春林 外47名

被控訴人 国

## 控訴人代理人意見陳述（1）

2010（平成22）年11月25日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 富永由紀子

1 一審判決は、「本件第1現場を含め、旧日本軍が駐留し、毒ガス兵器が遺棄された可能性のある地域すべてを本件事故時までには調査することは、きわめて困難だった」として、国の作為義務を否定しました。

この判断部分から明らかなおり、一審判決が重視したのは、旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス兵器が、中国本土に広範囲にわたって存在していたのみならず、川や古井戸に投棄されたり、地中に埋められたりしていたという事情です。一審判決は、こうした事情を前提とし、国に調査・探索等を内容とする作為義務を課することはできないのではないかと、つまり、それは過酷な要求ではないのかという判断を、実質的に行ったことは明らかです。

しかし、先行行為をすることによって法益侵害の危険性・切迫性を作出しており、これによる被害発生の予見可能性があり、かつ、防止措置をとることでの結果回避が可能である以上、たとえ危険発生の予見される場所が複数にわたっていたとしても、これをもって作為義務がない、つまり何もしなくてもいい、ということには決してなりません。もしそのような理屈が通るとすれば、先行行為によって多数の危険を発生させればさせるほど、作為義務違反としての責任を免れるということになりかねず、こうした結果が不条理であることは明らかです。

2 そもそも、毒ガス兵器が、広範囲に、かつ大量に遺棄されたが故に国を免責するという一審判決の論旨によれば、あらゆる事案において、被害者は一切救済されないこととなります。

しかし、司法判断にあたって着目されるべきなのが、個々の具体的事件であることは言うまでもありません。司法判断にあたっては、当該事案の事実関係そのものに目を向け、その被害惹起の起点となった先行行為がいかなるもので、またどのような予見可能性があり、また結果回避可能性があったのかが、具体的事実に照らして検討されるべきです。そのようにしてはじめて、公平の秤が保たれると言えるのであって、具体的事案に目を向けることなく、およそあらゆる被害者の救済を拒否するという一審判決の論理が、司法の役割を放棄したものであることは明らかというべきです。

3 このような観点から、控訴人らは準備書面（1）14頁以降において、まず、本件事案についての国の予見可能性について、詳述しました。

このたび提出した甲322号証の写真をご覧下さい。旧日本軍のチチハル飛行場の様子がわかります。そこには、弾薬庫や格納庫といった軍事施設が点在しておりますが、そのような建造物のいくつかは、戦後も長きにわたり形をとどめた状態で残っていました。そして、本件被害をもたらした5本の毒ガス剤入りドラム缶様容器は、そのようにして残されていた旧日本軍の弾薬庫跡地に遺棄されていたものであり、一審判決も認定したとおり、当該弾薬庫は、戦中、関東軍化学部（通称516部隊）によって使用されていたものでした。

このように、本件被害をもたらした遺棄毒ガス兵器は、川や古井戸などに遺棄されていたものではありません。本件における予見可能性を判断するには、まず、こうした具体的事実に着目されるべきです。

この点、終戦後から1960年代にかけての時期、国は、復員局を中心として、極めて多数の復員兵たちから聞き取り調査を行うなどして、膨大な資料を入手していました。そうした調査対象の中に、関東軍化学部一部復員令によりいち早く復員した同部隊の主力部隊員たちも含まれていたことは、言うまでも

ありません。また、このような復員局による大規模な調査が進行するのと時期を同じくして、戦時中に作成された作戦行動に関する資料、とりわけアメリカに接收されていた「陸軍省大日記」類をはじめとする諸資料が相次いで返還され、国により保管・整理されることとなりました。

こうした資料あるいは情報の中には、旧日本軍による中国東北地方への毒ガス兵器の配備と遺棄の実態や、旧日本軍の毒ガス戦略におけるチチハルの特殊性を明らかにする資料・情報が多数含まれていたほか、チチハルに駐屯していた関東軍化学部が中心となってチチハル飛行場を拠点とした大規模な航空毒ガス戦演習が繰り返されていた事実など、チチハル飛行場と関東軍化学部、そして毒ガス兵器との関連性を強く推認させる、多くの資料が含まれていたのです。

以上のことから、国の担当者において、チチハル飛行場ないしそこに付設された軍事関連施設、とりわけ関東軍化学部と関連の深い軍事施設付近に遺棄毒ガス兵器が存在することを予見することは可能だった、と言わなければなりません。

そして、遺棄された毒ガス兵器によって、甚大な人身被害が引き起こされるということは、日本国内においても遺棄毒ガス兵器による被害が相次ぎ、1970年代に至っては国政上の重要な政策課題として採り上げられていたことから、国として当然に認識していたことでした。

このような中、1980年代末ころから、国は中国政府から中国国内における遺棄毒ガス兵器処理への対応を求められるようになっていたところ、90年代になると、中国政府は国に対し、遺棄毒ガス兵器の存在する可能性のある地域に関する情報提供を要求するようになります。そしてついに、1992年に至って、中国政府は国連軍縮会議の場において、「遺棄毒ガス兵器に関する情報が一切提供されないために多くの被災者が発生している」として、日本政府を名指しで非難する事態となったのです。

このとき中国政府が国に提出した文書の中には、遺棄毒ガス兵器が存在する可能性が高く、被害発生を未然に防止する観点からもっとも対応が急がれる地

域として6地区があげられ、その中に「チチハル」が明記されていました。こうした点からも、遅くとも1992年までには、チチハル地区の、遺棄毒ガス兵器が存在する可能性の高い場所において、被害の発生が差し迫っていることを認識し得たことは明らかです。そして、すでに述べたとおり、国の担当者において、チチハル飛行場ないしそこに付設された軍事関連施設、とりわけ関東軍化学部と関連の深い軍事施設付近に遺棄毒ガス兵器が存在することを予見することは可能だったのですから、国の担当者としては、遅くとも1992年の時点までには、チチハル飛行場及びその軍事関連施設跡地周辺に遺棄毒ガス兵器が存在し、それによる被害発生の危険が切迫していることを、予見し得たと言わなければなりません。